

えみくるだより



問い合わせ先：直方市男女共同参画センター（TEL 25-2244）

「えみくる」のシンボルマーク：直方市のインシャル「N」をモチーフに男女（人）と共同（助け合い）を表現。また3つの丸は、男女共同参画社会の実現を目指し、市民を中心に企業と行政が力を合わせていくことを表しています。

パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。

女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も受けています。また、暴力は配偶者だけではなく、女性の約6人に1人は交際相手から被害を受けたことがあります。（「令和2年度男女間における暴力に関する調査」より一部抜粋）

そこで、内閣府は毎年11月12日から11月25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、啓発や教育をより一層強化することとしました。

もし、あなたの身近なところでDVかも、と思った場合は、すぐにお電話を。早めの相談が、救いとなります。



精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
 - ・実家や友人の付き合いを制限する
 - ・命令口調
 - ・殴るそぶりでおどかす
 - ・大切な物を壊す・捨てる
 - ・無視して口を利かない
- 等

**殴る・蹴るの
ではありません。**



経済的暴力

- ・勝手に借金を作り、返済を強要する。
 - ・生活費を渡さない
- 等

～11月25日

対する

暴力をなくす運動

Purple ribbon



DVに関するお問い合わせ

全国共通短縮ダイヤル

は れ れ ば

#8008

◆女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

11月15日～21日の7日間は「女性の人権ホットライン」強化週間として、女性に関する人権問題のご相談を受け付けます。

*11月15日～17日、20～21日

午前8時30分～午後7時まで

*11月18日～19日

午前10時～午後5時まで

◆福岡県あすばる相談ホットライン ☎092-584-1266

*午前9時～午後5時まで

金曜日のみ午後6時～8時30分まで

(8/13～15、年末年始を除く)

◆配偶者暴力相談支援センター ☎22-4070

*月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

*午前8時30分～午後5時15分まで

◆総合相談案内窓口 ☎25-2150

*月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

*午前8時30分～午後5時まで



身体的暴力

- ・平手、げんこつで打ったり、足でける
- ・凶器を体につきつける
- ・物を投げつける
- ・髪を引っ張ったり、首を絞める 等

DVは

身体的暴力だけ



性的暴力

- ・無理やりアダルトビデオ等を見せる
- ・性行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する 等



あなたは悪くない。

ひとりで悩まないで、
相談してください。

11月12日 女性に